

令和5年 第6回

教育委員会定例会会議録

令和5年6月12日（月）

港区教育委員会

日 時 令和5年6月12日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	学校施設担当課長	井 谷 啓 人
	教育人事企画課長	村 松 弘 一

「書 記」	教 育 総 務 係	小 宮 綾 雅
-------	-----------	---------

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第41号 港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）について
- 2 議案第42号 港区生涯学習推進計画改定方針（案）について
- 3 議案第43号 港区スポーツ推進計画改定方針（案）について
- 4 議案第44号 港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）について
- 5 議案第45号 港区学校教育推進計画改定方針（案）について
- 6 議案第46号 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 7 議案第47号 区立小・中学校の給食費について（非公開）

日程第2 報告事項

- 1 芝公園多目的運動場の人工芝の購入について
- 2 MINATOシティハーフマラソン2023のランナー申込受付の開始について（非公開）
- 3 港区立図書館等セキュリティゲートの購入について

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和5年第6回港区教育委員定例会を開会したいと思います。

本日は、寺原委員、山内委員がオンラインでの参加になります。山内委員につきましては、ニューヨークからの参加でございます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いをしたいと思います。

○寺原委員 承知しました。

○教育長 よろしく願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。日程第1、審議事項第7「区立小・中学校の給食費について」、日程第2、報告事項第2「MINATOシティハーフマラソン2023のランナー申込受付の開始について」、この2件は、非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議及び報告を行い、その後、日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思います。

ただし、日程第1、審議事項第7は令和5年第2回区議会定例会議決後より、日程第2、報告事項第2は令和5年6月19日月曜日より情報が公開可能となるため、会議録もあわせて公開したいと思います。

また、審議事項第1から第5までの5件につきましては、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑を行い、1件ずつ採決することにしたと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程第1、審議事項第7、日程第2、報告事項第2につきましては、日程を変更して一番初めに審議及び報告を行い、港区教育委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、非公開といたします。ただし、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、日程第1、審議事項第7は令和5年第2回区議会定例会議決後より、日程第2、報告事項第2は、令和5年6月19日月曜日より会議録を公開いたします。

また、審議事項第1から第5までにつきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後、質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することにいたします。

日程第1 審議事項

7 議案第47号 区立小・中学校の給食費について（非公開）

日程第2 報告事項

2 MINATOシティハーフマラソン2023のランナー申込受付の開始について（非公開）
○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。申し訳
ございませんが、傍聴の方は、一度画面がオフになりますので、ご了承いただければと思います。

（非公開審議）

日程第1 審議事項

- 1 議案第41号 港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）について
- 2 議案第42号 港区生涯学習推進計画改定方針（案）について
- 3 議案第43号 港区スポーツ推進計画改定方針（案）について
- 4 議案第44号 港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）について
- 5 議案第45号 港区学校教育推進計画改定方針（案）について

○教育長 これより、公開の審議に入ります。日程第1、審議事項に入ります。初めに、審議事項
第1、議案第41号「港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）について」、審議事項第
2、議案第42号「港区生涯学習推進計画改定方針（案）について」、審議事項3、議案第43号
「港区スポーツ推進計画改定方針（案）について」、審議事項4、議案第44号「港区立図書館サ
ービス推進計画改定方針（案）について」、審議事項5、議案第45号「港区学校教育推進計画改
定方針（案）について」一括して説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）について」ご説明
いたします。これから、令和3年度から令和8年度の6年間を計画年度とする教育委員会の五つの
個別計画の改定方針について、ご審議を頂きます。本年度は計画の中間年に当たるため、これまで
の3年間の状況変化等を踏まえまして、令和6年度から8年度の後期3年について改定を行うもの
です。

まずは、幼児教育振興アクションプランの改定方針についてです。A4サイズの改定方針（案）
を御覧ください。幼児教育振興アクションプランとは、区の幼稚園教育の更なる充実のため、公私
立幼稚園が協議をしながら策定している幼児教育の総合的な行動計画となります。この概要をA3
判でまとめましたので、A3判の概要版を御覧ください。

内容の説明に入る前に、資料のつくりについてご説明をいたします。五つの計画とも同じ体裁と
なります。御覧いただきたいと思います。

大きな項目立てとしまして、計画策定年度の令和2年度以降3年間の社会の変容、国と港区の取
組、アンケート調査から見えた傾向を示しますⅠの「改定に当たって踏まえるべき背景」がござい
ます。下の方に、Ⅱ「背景から見えた課題」、そして、右側に背景の課題を踏まえて今後3年間の
計画の方針を示しますⅢ「改定の方向性」、この三つの項目で構成をされております。本日は、こ
のⅢの「改定の方向性」について、ご承認を頂きたいと思います。

まず、Ⅰ「改定に当たって踏まえるべき背景」です。3年前の計画策定時からの「社会情勢の変

化」を挙げております。これは、港区基本計画の改定方針案の視点とも一致をさせております。次に、「国及び東京都の状況」そして「港区の状況」におきましては、これまでの取組の記載に合わせまして、各計画とも昨年度に改定に向けたアンケート調査を実施しております。その結果概要をまとめています。

幼児教育アクションプランの内容に入ります。まず、「国及び東京都の状況」です。国では、こども家庭庁が設置されるなどの動きのほか、こどものバス送迎・安全徹底や、不適切な保育に対する対応についてなど、最近起きた事故などを機会とした対応を挙げております。

東京都では、東京都こども基本条例の施行、子ども・子育て支援総合計画の中間見直しを実施しております。

「港区の状況」です。港区では、令和3年4月から子ども家庭総合支援センターを開設し、児童相談所設置市として取り組んでいます。重要なトピックでもある人口動向としましては、港区の0から5歳人口、これは令和8年度に増加に転じる見込みですけれども、こちらを3歳から5歳というふうに取り切った場合、その人口については、令和9年度まで減少が続くとされております。施設長からは、幼児の生活や運動に関する課題等の声も聞こえてきております。

アンケート調査の結果として、小学校入学時点で育ってほしい資質は、好奇心・挑戦心が最多で、思いやりの心、健康な心と続きます。そのほか、子ども一人ひとりの尊重や自主性を重視している声などがありました。

下段にありますⅡ「背景から見えた課題」です。六つの項目で整理をしております。事情を抱えた家庭に対して切れ目のない重層的な支援と子どもの多様性を大切にした健やかな成長の支え、子ども一人ひとりの個性の尊重や自主性を重視する対応、印の五つ目となりますけれども、子どもの生活習慣習得の遅れや運動機会の減少などを踏まえ、幼稚園と家庭との連携強化等により子どもの発達を支援する必要性などが挙げられております。

そうした課題を踏まえまして、右側Ⅲの「改定の方向性」を5本の柱で表現をしています。本計画は、令和3年から8年度の後期計画となり、中間の見直しです。これまでのご意見としましても、見直し体制として、令和3年度スタート時の方向性は尊重し、大きな変化に目を向けるというご意見を頂いてまいりました。前期3年間の状況の変化から見えた課題に対応した方向性を示しております。前期から大きく変化を加えたところに下線を引いてございます。中でも2の(2)家庭の状況に応じた柔軟な保育、3の(2)脅威への意識向上と安定した園運営を維持するための支援、4の(2)十分な外遊びの機会の提供による健康保持や体力向上、4の(4)子育てに関する不安の解消、地域・子育て世代との交流などの情報提供等による子育てへの喜びの下支えと家庭の教育力向上、5の(1)幼児の個性を捉えたきめ細かい教育の推進などを方向性の軸として進めてまいります。

これらの改定方針が承認されましたら、今後は、10月から11月の教育委員会、庁議へ向けて改定方針を踏まえ素案づくり、冊子として作り上げてまいります。

港区幼児教育振興アクションプランの改定方針の説明は以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー2を用いまして、生涯学習推進計画改定方針につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、おめくりいただきまして、一番最後のページA3判の概要を御覧くださいませ。こちらを使って「改定に当たって踏まえるべき背景」からご説明させていただきます。

生涯学習計画として踏まえるべき主な視点をご説明させていただきます。まず、項番2「国の状況」でございます。（4）に記載しておりますが、国では「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」におきまして、生涯学習が果たし得る役割として、「職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現をはかるためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの」と示しております。さらに、「ウェルビーイングの実現」「社会的包摂の実現」「デジタル社会への対応」「地域コミュニティの基盤」が重要であると示しております。

次に、項番3「港区の状況」でございます。港区では、コロナ禍においても学ぶこと、生涯学習活動を継続できるよう参集型の講座をオンライン講座に変更して実施してまいりました。また、計画改定に当たってのアンケートでは、コロナにより生涯学習に何らかの変更があった方が7割、既にオンライン学習を利用している方は5割、オンライン学習を利用したいができないという人が2割という結果となっております。また、生涯学習施設に求めるものは、受講する側としては、多様なジャンルの学習講座、また、受講する側、施設を団体として利用する立場ともに、交通の利便性等を特に重要と挙げられております。

次に、Ⅱ「背景から見えた課題」でございます。こちらは五つの項目でまとめております。まず、主なものでございますが、誰もが自らの意思で学べる環境の充実を図っていくこと。そのほか、生涯学習施設の活用促進のためには、機能の充実のほか、情報発信、相談機能の強化を図ること等が重要であるとまとめております。

Ⅲ「改定の方向性」につきましては、大きな柱として三つとなっております。この大きな三つの柱につきましては前期計画と同様でございますが、内容の部分につきましては、前期3年間の状況変化から見えた課題等を反映しております。また、事前に委員の皆様から頂いたご意見も踏まえて方向性をまとめております。

まず項番1「多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会を提供します。」という部分です。こちらは、柱自体は前期の計画と同様ではありますが、（2）といたしまして、アフターコロナの社会に向けて、激しく変化している社会経済情勢に的確に対応し、年齢や国籍、障害等の有無に関わらず、誰もが、いつでも、どこでも学べる環境の充実を図るとしてしております。こちらにつきましては、事前に寺原委員からご意見を頂いており、「誰もが」という説明部分の前に「国籍」という記載を新たに追加しております。

あわせて寺原委員からは、性的指向、性的自認についてもご意見を頂戴してございましたが、生涯学習推進計画の方向性としたしましては、「学べる環境の提供を充実」ということであり、性的な差につきまして、方向性には直接的な影響がないことから、記載はしておりませんが、共生社会を実現するという点について広く理解を求めていくことは大切であることから、具体的な施策を検

討する中で、この視点を踏まえて、理解教育の中で反映してまいりたいと考えております。

このほかには、学習環境の充実や情報発信、相談機能を充実させていくこと、また、学びの情報を活躍したい人、教えたい人につなげていって、学びたい人と教えたい人をつなぐ仕組みを充実させていくことを方向性として記載しております。

簡単ではございますが、以上でございます。

教育長、続きましてスポーツ推進計画について説明させていただきます。

○教育長 お願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 本日付議案資料ナンバー3を用いまして、スポーツ推進計画改定方針について、ご説明させていただきます。同じく資料の最終ページ、A3判の概要を御覧ください。

I「踏まえるべき背景」でございます。項番1「社会情勢の変化」につきましては、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

項番2「国及び東京都の状況」でございます。国では、第3期スポーツ基本計画の中におきまして、東京大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、スポーツを「つくる／はぐくむ」「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、スポーツに「誰もがアクセス」できる、という視点が示されております。「する」「みる」「支える」を通じて、スポーツに「自発的」に参加し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるものであると示されております。

また、運動部活動の地域移行に関する検討会議での提言におきましては、部活動の地域移行に関する目指すべき姿が示されております。

また、東京都スポーツ推進総合計画につきましては、こちらは平成30年3月の計画について記載しておりますが、現在東京都におきましても、計画の見直しを図っているところでございます。

「する・みる・支える」の視点から具体的な取組が明らかにされております。

項番2「港区の状況」でございます。港区におきましては、コロナの影響を受ける中でもスポーツをする環境を色々な工夫をする中で継続してまいりました。また、今回の改定に向けたアンケートの結果の中では、スポーツをする実施率、直接スポーツを観戦した区民の割合、また、スポーツボランティアを実施した区民の割合は、それぞれ前回調査値よりも低くなってはおりますが、これはコロナ禍の中では致し方ない部分かなというふうに考えております。また、スポーツをすることがコロナ禍において影響を受けているかという部分につきましては、男性はいずれの年代でも「減少した」という回答が多く、女性につきましては「変化していない」という答えが多かったです。また一方で、「増加した」という方も8.6%いらっしゃいました。さらに、スポーツ施設で運動やスポーツを行った人の割合は前回よりも減少してはおりまして、一方で公園や広場、自宅等で実施したという方が増加してはおります。

また、子どもについては、小学校5年生と中学校2年生を対象としたアンケートによって、学校の授業以外で運動やスポーツを「まったくしていない」と回答した人にその理由を尋ねた設問の中では、「勉強や習い事で忙しい」、「特に理由はない」、「苦手、きらい」に続いて、「一緒にや

る仲間がいない」、「近くに場所がない」といった回答が多いのが傾向としてありました。また、自由意見の中では、「受験が終わったら毎日水泳がしたい」、「もっとスポーツのできる場所をつくってほしい」という声もございました。

次に、Ⅱ「背景から見えた課題」でございます。こちらは4点挙げております。こちらは、アンケートの中でも出てまいりました自宅や身近な公園・広場等、身近な場所で運動する人が増えていることから、今後さらに身近な場所でスポーツができる環境を整備していくことが必要であると考えております。特に、子どもにとって身近な学校等をスポーツができる環境整備の機会として創出していききたいというふう考えております。

また、デフリンピックや世界陸上大会が今後開催されますので、こういった機会を好機と捉えて、施策の方を進めていきたいと考えております。

これらを踏まえたⅢ「改定の方向性」でございます。柱といたしましては6点あります。前期から大きく改定した部分については、下線の部分でございます。まず、誰もが楽しみ、スポーツ活動を推進するという点では、コロナの影響による生活変化も踏まえまして、デジタル技術も活用しながら、スポーツ施策を展開してまいりたいと考えております。

さらに、子どもの体力低下や部活動の地域移行などの社会問題も踏まえ、子どもにとって身近な場所でスポーツができる機会を創出するなど、青少年期を対象にした取組を強化してまいります。

さらに、項番3の部分でございます。区立小中学校を開放する中で、こちらが区民にとって身近なスポーツ活動の場として活用できるよう、そちらの施策を推進してまいります。

さらに、項番4、障害者スポーツ環境の充実と理解促進につきましては、障害者が安心して日常的にスポーツに親しめるような環境づくりに取り組むほか、障害者のスポーツ実施に対する理解の定着を目指してまいります。また、デフリンピック等の障害者スポーツ大会の気運醸成等に取り組み、障害者スポーツの普及啓発をさらに推進してまいります。

項番5の地域コミュニティの活性化の部分では、大規模なスポーツ大会のレガシーをさらに発展させ、先端技術も活用しながらスポーツを楽しむ機会を創出してまいりたいと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

○図書文化財課長 議案第44号「港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー4を御覧ください。A4サイズ「改定方針（案）」を御覧ください。PDFでは12分の2ページになります。

港区立図書館サービス推進計画とは、区立図書館サービスの推進に関する多様な施策を総合的に体系化し、今後の施策の基本的な方向性を定めた計画となります。

A3横判の概要版を用いてご説明いたします。PDFでは12分の12ページになります。

I「改定に当たって踏まえるべき背景」の2「国及び東京都の状況」を御覧ください。国や東京都では、それぞれ子どもの読書活動の推進に関する計画を策定していることなどを挙げております。

続いて3「港区の状況」を御覧ください。直近3年間の動きとして、令和3年の電子図書館開設、令和4年の三田図書館移転開設、全館指定管理者による運営への移行、令和6年に台場図書館を開

設することが決まったことなどを挙げております。

また、アンケートでは、電子図書館や座席予約など図書館のICT関連サービスの認知がまだ十分ではないこと、今後利用したいサービスとして、ICT関連サービスが上位に挙げられたという潜在的なニーズがあることなどが分かっております。また、子ども、特に高校生世代が本を読まないことが課題となっている中、子ども自身へのアンケートで、もっと多く本を読むために必要なこととして、「友だち同士で本をすすめあう」という回答が3割ありました。

次にⅡ「背景から見えた課題」です。ICTを活用した図書館サービスの推進、資料の閲覧や貸出以外のサービスの積極的周知、年齢に応じた読書活動の推進などを挙げております。

これらの背景とそこから見えた課題を踏まえてⅢ「改定の方向性」をまとめております。計画の大きな方向性となる項目1から4の部分については、前回計画から変更はございません。変更があった下線部の方向性を中心にご説明いたします。

1の(1)図書館資料の提供方法の多様化については、音楽、映像の視聴方法がCD、DVDから配信に変わってきていることなどを受けて進めるものです。

1の(2)は、来年度に区立図書館として開設する台場図書館を含めて改めて各館ごとに地域特性を踏まえた蔵書を充実します。

(4)電子書籍サービス、座席予約サービス、予約資料コーナーなど、近年ICTを活用して可能となったサービスが増えていることを踏まえて、今後も積極的にICTの活用に取り組んでまいります。

2の(3)は、ビブリオバトルやおすすめの本や文字をイラストで紹介するポップバトルなど、子どもが主体となる活動をさらに充実します。

3の(1)読書バリアフリーを推進するためにも電子書籍を広く知っていただくための情報発信や、電子図書館が継続して支持され続けるためのコンテンツの充実を図ります。

(4)は、生涯学習の拠点となる図書館が、本の貸出以外にICTを活用したサービス、講座や事業など、様々なサービスを提供していることを発信します。

3の(5)は、郷土資料、行政資料を持つ地域に根ざした学びの拠点として、レファレンスサービスや講座講演会など地域の課題解決につながる取組を充実します。

図書館サービス推進計画改定方針についての説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第45号「港区学校教育推進計画改定方針(案)について」ご説明いたします。審議資料ナンバー5、A4サイズの「改定方針(案)」を御覧ください。

港区学校教育推進計画とは、港区教育ビジョンが掲げる基本理念に基づき、区立幼稚園、小・中学校における教育をさらに充実させるため、基本的な考え方や具体的な取組を示した計画です。今回は、その大枠の方向決めということで、ご説明させていただきます。

まず、A3横の資料、「改定方針(案)概要」を御覧ください。資料の左上、「社会情勢の変化」を御覧ください。まず、新型コロナウイルス感染症の影響として、社会がアフターコロナへ向かっ

ていることが挙げられます。また、変わりゆく社会動向として、DXの進展やSDGsの達成に向けた取組の加速など、記載の4項目を挙げております。

続きまして、「国及び東京都の状況」といたしましては、令和の日本型学校教育に向けた今後の方向性が答申されたことやGIGAスクール構想の推進、こども家庭庁の創設を筆頭に、「こどもまんなか社会」に向けた取組が進んでいることなどを挙げております。

次に、「港区の状況」です。人口が増加傾向なこと、全ての部活動に部活指導員を配置したこと、全ての区立小学校で教科担任制を実施したこと、子どもの体力向上に向けた取組を進めていることなどを挙げております。

子どもと保護者向けに実施したアンケート調査では、多くの学校行事についてコロナ前と同様に行ってほしい、という意見が多かったことや、今後の教育の方向性として、外国語、国際理解教育が求められていること、中学生の自己肯定感の低さが分かりました。

こうした「背景から見えた課題」として、年少人口が増加する中、多様な家庭に寄り添い、個別最適な学びを提供していくことが必要であること、コロナ禍による影響やその対策、理数教育やSTEAM教育への関心が高まっていること、子ども自身が意見を発する機会の確保が求められていること、港区の特色である教育として国際的なコミュニケーション能力の育成なども引き続き重要であることを挙げました。

「改定の方向性」として、記載の四つの柱を立てています。一つ目の柱は、「「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育」です。特に「徳」について、豊かな心の育成として人権教育の推進、道徳教育の推進、いじめ防止推進事業の充実、これがこの学校教育推進計画の中に挙げられております。

寺原委員からお話がありました性同一性障害、性的指向等の人権課題についての記載についてでございますが、62ページ、人権教育の取組として、コラムの中で記載しております。今回はあくまで大枠な方向決めであり、具体的な内容については、施策の部分、施策の項目として重要なことですので取組内容として取り上げていく予定になっております。

背景や課題等を踏まえた点につきましては、こども基本法を踏まえて、子ども権利の理解を促進することや、子ども自身の自己肯定感を高め、豊かな心を育みます。教科担任制や小・中学校の35人学級化を推進し、基礎的な学力の育成をいたします。ボルダリング設備等を活用して、コロナ禍によって低下した子どもたちの体力を向上させる施策に取り組めます。

二つ目の柱、「「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力の育成」です。背景や課題を踏まえた点としては、SDGsにも掲げられている世界の社会、経済、環境の課題について子どもたちが自分ごととして捉える意識を醸成してまいります。

また、子どもたちが自分の意見を発表する機会を充実させてまいります。

コロナ禍によって減少した体験活動を充実させるとともに、理数教育やSTEAM教育、ビオトープ等を活用した環境教育に一層取り組みます。

それから、1人1台のタブレット端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を充実

させます。

三つ目の柱として、「家庭や地域との連携を深め、港区の特色ある教育の推進」です。

背景や課題を踏まえた点としては、英語によるコミュニケーション能力の向上に加え、自国や他国の文化、伝統文化も学ぶ国際理解教育を推進してまいります。港区内に豊富にある人材、団体の社会資源をこれまで以上に活用し、特色ある教育を推進してまいります。

四つ目の柱は、「教員の働き方改革とともに教育力を向上させ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」です。

背景や課題を踏まえた点といたしましては、校務支援システム、オンライン管理システムやビジネスチャット等のクラウドサービス、タブレット端末等のICTの活用や部活指導員など人的資源のさらなる活用など、教員の働き方改革に取り組んでまいります。

こちらの改定方針が承認されましたら、今後は、10月から11月の教育委員会、庁議に向けて改定方針を踏まえて素案をつくり上げてまいります。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいま5計画をまとめて一括して説明を頂きましたが、質疑については1件ごとに行っていきたいと思っております。

まず、議案第41号「港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）について」ご質問、ご意見がある方は、お願いいたします。

○田谷委員 先程ご説明いただいた中で2点なのですが、「改定の方向性」のところ、幼稚園の魅力向上という部分で今後どういうふうな、具体的なお考えがあればその辺を知りたいのと、もう一つは、家庭の教育力向上。家庭の教育力というのは非常に難しいと思うのですが、この辺はどういった考え方で進めていく予定でしょうか。

○教育長室長 まず、幼稚園の魅力向上です。公私立幼稚園ともに、地域性、また子どもたちの歩く歩幅に合わせたものということで特長を求めていくということを出ております。ニーズとしてはあったとしても、次の家庭の教育力向上につながるものではありませんけれども、小学校に上がる前にできるべきことがなかなか遅れているという状態があります。まず幼稚園に入る前にできるべきこと、例えば自分でボタンをとめるとか、そういったことがこれまでに比べて遅れているという声が聞こえております。そうしたことを含めて、しっかり身の回りのことができるとか、そういったところから始めていく。これは園だけではできないということから、家庭と連携をして子どもたちの可能性を育てていくといった意見などが出ていますので、具現化していきたいと思っております。

○田谷委員 ご説明の内容、よく分かったのですが、そうすると、そういうようなことをリンクさせて家庭内協力も一緒にやってしまうところというのは保育園と同じ事になってしまうと僕は思うのです。そうすると、現状でも保育園の入園率は高く、幼稚園の入園率が低いところ、今のご説明だけでは、それじゃあ保育園に行けばいいんじゃないかというふうには私には考えるのですが、いかがでしょうか。

○教育長室長 やはり意見の中で出ているのは、子どもたちが伸び伸びと遊ぶ場所・園庭があると

いう幼稚園の大きな財産というものが特徴的であろうかと思えます。運動調査結果では全ての項目で数値が低下していることから、そういったことも含めて、体を動かしている子、そうではない子の二極化が進んでいる中で、しっかり幼稚園でしか体を動かす機会がないということ。これは、ネガティブに捉えればそうなのですけれども、それを逆に強みと捉えて、子どもの体力向上、そして、もっと人と関わる機会というものを意識していくということで、保育園も大事な環境の場ではありますけれども、幼稚園もそういった強みを生かしていきたいというふうに意見ややり取りが出ているところであります。

○田谷委員 各幼稚園の毎月送られてくる幼稚園ダイアリーのようなものを拝見していますと、ちょうど今頃の施設は、何の花の種を植えたとか、こういう球根を植えたとか、秋になると収穫ですかね。みかんでも何でも。そういうところで、そういう機会を幼稚園の子どもたちにうんと増やしてあげて、それが幼稚園の魅力になるという保護者のご理解をいただければ、今、室長がおっしゃったとおり、幼稚園の魅力も今後出てくるのではないかと思います。そういうところをやはり強く発信していかななくてはいけないなというふうに思っております。

それから、今一部の保育園はなりましたけれども、まだ3年保育をされていないところがございます。それもなるべく早期に3年保育で港区の幼稚園自体の保育期間の足並みをそろえて、どこへ行っても3年間の保育ができるよという体制もなるべく早いタイミングでそろえていただけたらありがたいなと思えます。

○教育長室長 5地区ある中で、例えば幼稚園が公私立、特に集中している地域、麻布地区が多いのですけれども、そういったところもございます。子どもたちの環境ということで、充実した環境、さらに集団生活の機会ということを踏まえてバランスよく行ってまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 少し本題から外れるのですけれども。

○教育長 どうぞ。

○田谷委員 今、公私立というお話があったと思うのですが、例えば私立幼稚園の場合は毎朝バス送迎されていますよね。その辺の利便性とその辺の私立幼稚園との差はどうでしょうか。

○教育長室長 港区内には私立幼稚園が14園ございます。そのうちバス運営をしているのは3園ございます。バスの利便性。昨今、置き去りの事故があったりして、そこは注意してしっかり安全は担保している訳ですけれども、そこは園の特徴でもあり、逆にバスがないにしてもというのはありますけれども、現状としては14分の3園がバスを運営しているという状況でございます。

○田谷委員 バスを利用した通園が14分の3と聞いて、多少安心したところがあるのですけれども、ある幼稚園においては、田町地区にあるのですけれども、お台場の方までバスを飛ばして、園児を囲い込むというようなところもありますので、なかなかそういうところと比べると難しいと思うのですけれども、基本的には、公立幼稚園は公立幼稚園のよさを、ほかとは違うんだよというところ、保育園とも違うんだよというところを強く出して、従来の公立幼稚園のよさというのを全面

的に押していけば、設備的な問題とか考え方の問題では問題ないと思いますので、そういうところと先程のアンケート調査で、公立小学校との切れ目ない連絡とか、そういうような点を重視して、そういうところをアピールしていけばよろしいのではないかなと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「港区生涯学習推進計画改定方針（案）について」ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

○寺原委員 1点確認なのですが、学校教育推進計画の方は、先程課長の方から、コラムの形で既に今の計画に性的指向、性自認に関する記載があるということで、それを中心として引き続き計画には書いていくというご説明をいただいたのですが、生涯学習推進計画の方も現在の計画に性的指向、性自認に関連する記載が既にあるという理解でよろしかったでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在の生涯学習推進計画には性的な部分に関する記載はございません。

○教育長 それで、今後は。

○生涯学習スポーツ振興課長 今後は、施策の形で出すのか、先程学校教育の方はコラムということでしたが、共生社会を実現していくための考え方という意味で、何らかの形で記載する方法をこれから検討してまいりたいと思います。すみません、具体的な形につきましては、また今後ご相談させていただきます。

○寺原委員 ありがとうございます。

性的指向、性自認の関連で本当に生き悩んでいる子どもたちや若者、大人の方々が港区にも多数いらっしゃるの、学校教育推進計画だけではなくて、生涯学習推進計画の中でも明示的に港区としてその点を踏まえているということを書くということが当事者の方々の安心につながると思いますので、ぜひ記載する方向でご検討をお願いできればと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 私から二つ程。

やはり「改定の方向性」のところでお話いただいている内容なのですが、今も出ましたけれども、年齢・国籍・障害等の有無に関わらず、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学べる環境の充実ということについてと、もう一つは、（3）の「子どものときから主体的・持続的に学べる機会」。この「機会」、これは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、学べる環境の充実については、これまでも取り組んできた生涯学習に誰もが取り組めるという部分はこれまでどおりの施策でございますが、さらに国籍という部分も新たに追加していくこととなりますので、そういった講座であったりとか、学べる情報発信の形であったりとか、色々な視点でこの点を工夫してまいりたいと考えております。

また、「子どものときから主体的・持続的に学べる機会を提供する」という部分につきましても、

今回、生涯学習推進計画の方向性としては初めてこの記載をしておりますが、既に具体的な施策として、図書館ですとか科学館等の身近な場所で子どもの頃から学べる機会は提供しておりますので、そこを改めて方向性の中で出したということで、機会につきましては、これまでどおり引き続き提供してまいりたいと考えております。

○田谷委員 今、おっしゃるとおりに、この（３）の、子どものときから主体的・持続的な機会、これは本当に広く周知を図っていただきたいな。もっともっと図書館の利用率が上がってもいいし、それから、私も教育委員会の会議のときに、教育センターのみなど科学館とか、それから私の自宅からも近くにあるものですから、郷土歴史館に伺ったりすることがあるのですけれども、利用率が上がっているという報告は聞いておりますけれども、さらに広く周知して利用率を上げて、今言われたところのこの「機会」を大きく提供してあげてもらいたい。みなど科学館の催しなんかを見てみると非常に幅広い層にケアしているような気がしますので、そういう状況も今後続けていただきたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 これは質問なのですけれども、港区の条例等でLGBTに関わる条例。つい最近国会でいわゆるLGBT理解増進法という法律ができましたけれども、それに関連するような条例はどういうものがあるのか。その辺、知識として知っておきたいなと思ったので、今すぐでなくてもいいのですけれども、どういうものがあるのか教えてもらえれば助かります。

○生涯学習スポーツ振興課長 今のご意見につきましては、人権・男女平等参画担当の条例の中で明記がございますので、すみません、後程、資料等を併せましてご説明いたします。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議案第43号「港区スポーツ推進計画改定方針（案）について」ご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。

○田谷委員 スポーツ推進計画の中で、身近な場所に気軽にスポーツができる環境を整備していくという言葉が非常に多岐にわたって使われております。「背景から見えた課題」、「改定の方向性」のところでもそういう文言がよく見えているのですけれども、最終的にどこに落とし込むのかなというところ、区立小学校・中学校の施設の開放でということになってくると、これは非常に直近の問題で、私は小学校はよく分からないのですけれども、中学校の場合なんかは部活との兼ね合わせがございまして、特に学校によっては強化指定しているような部活の場合は土日も練習をしているようですし、それから外部指導員、このこともかなり広がってきているというふうに私は認知しているのですけれども、そういう方たちの力を借りて各中学校ごとにスポーツの内容に力を尽くされていると思います。

そうすると、中学校でも体育館を使うし、部活でも体育館を使うし、校庭も使うし、また地域のスポーツでも体育館を使うし、校庭を使うしということになると、うまく使い回しができるのかなど。特に港区の中学校の場合は、運動場はどこも一つしかありませんし、一部テニスコートを別に持っている中学校もございますけれども、また体育館も大体基本的に一つということで、その辺の使い回しをどうされるかのお考えを伺いたいのですが。

○生涯学習スポーツ振興課長 小中学校での学校開放につきましては、確かに身近な場所ではあるのですけれども、まずは学校教育の現場ということが大前提としてございます。今現在も学校開放を行っておりますが、その中ではまずは教育活動で使う部分を最優先。それは工事もそうですし、放課後のクラブ活動も含めて学校教育という場で今、私どもは認識しております。

その上で、空いている時間、場所につきまして、区の主催事業であったり、スポーカルであったり、そういったものも優先してまず押さえたいいき、残った部分を地域に開放する形を考えております。今後、枠組みの中も細かくすることで、今まで午後から夜にかけて2団体だけだったものを3団体で分けて使うことですか、小学校につきましては5時以降の枠を2枠にすることで開放枠を増やして、利用団体を増やすことなどを工夫してまいりたいと考えております。

○田谷委員 ありがとうございます。

そういった内容のところをなるべく多く増やしていただいて、一般の方たちも気軽にスポーツができるような環境をつくってあげていただきたいのですけれども、一部の学校ではプール開放なんかもされていまして、水泳に興味がある方、水中ウォーキングに興味のある方とかはそういうところに行かれるのですが、やはり今言われたような運動場とか体育館とかの問題になりますので、これは本件とはまた違う問題になると思いますけれども、田町にありますようなスポーツセンターのような施設を区内で設けることは非常に難しいと思うのですが、何とかその辺を将来的に考えていただいて、そういう施設を増やしていただきたいと。必ずしも青空の地面があるところで運動する訳でもなくて、ビルの中に入っているような体育館、それも広い体育館。スポーツセンターでも体育館はそうなっていますけれども、ああいったようなものをこれから増やしていくようなことはできないのかなど。そういうところは強くお願いして、我々がスポーツを気軽に近くでできる場所というのを増やしていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 今の質問に関連して、情報として聞きたいのですけれども、小学校、中学校の校庭、グラウンドを開放するとなると、できるだけ長い時間となると、やはり夜間、いわゆる照明設備を充実させないとなかなか難しいのかなと思うのですけれども、今、港区の小学校、中学校でグラウンドに照明設備があるグラウンドというのはどの程度あるのですか。もし分かれば。

○生涯学習スポーツ振興課長 ただいまのご質問、夜間照明がついている学校の校庭についてですが、照明がついていて学校開放もしているところにつきましては、芝浜小学校の屋上校庭、こちら

につきましては本年1月から一般開放をしております。また、青山中学校のテニスコートと校庭につきましても夜間照明がついておりますので、こちらも夜間開放を一般貸出で対応しているところがございます。それ以外の学校につきましては、照明ということではないのですが、防犯灯という形で一部ついている学校もございまして、運動できる照度がきちんと確保されている訳ではないのですけれども、競技によってはこれでも夕方少し薄暗くなっても利用できるということで、利用されている団体さんはいらっしゃいます。

○中村委員 ということは、今のお話だと青山中のテニスコートと校庭、それから芝浜小の屋上校庭。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○中村委員 それ以外では、いわゆるスポーツ用というか、スポーツができるような照明設備を備えているところはないということでしょうか。事実として。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。そのほかには高松中学校の校庭に夜間照明がついておりますが、部活動で多少使っているだけで、学校開放としては利用していないという状況でございます。

○中村委員 どちらにしても、学校数に比して少ないですね。ですから、もしそういうふうな形で小中学校の校庭、グラウンドを開放して何とか区民に身近なスポーツの機会を与えていくということであれば、そういう照明設備の充実というようなこともやらなければいけない課題の一つなのかなと思うので、すぐにはお金がかかる関係でなかなかできないですけれども、ぜひぜひその方向性の施策も進めてもらうといいのではないかと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）について」ご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。

○田谷委員 今回、改定の方向性のところで、主立った内容というのはやはりICTを積極的に活用した取組というようなところが入ってくると思うのですけれども、それが大体区民にどの程度周知されているのか、結構分からないよという人がいらっしゃる。特に高齢者の方たちにいるような気がします。また、分かっているけど使い方が分からない。それから、今、通常のマスコミでも何でも、Webで検索してくださいとか、すぐそれこそICTを使って検索してくださいというようなことがあるのですけれども、なかなかそれに至らないお年寄りもいらっしゃる訳で、そういうところの体制、どういうふう周知していくか。そういうパソコンが使えないとかスマートフォンが苦手だという方たちのためにどういうふう周知していくか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○図書文化財課長 図書館は本当に多様な年代の方が利用されていますので、ICTサービスを推進する一方で、苦手な方に対する配慮というものも失わないように考えていきたいと思っております。

す。

例を申し上げますと、昨年度から三田図書館で座席予約システムが始まっておりますけれども、予約席を50程度、一方で、フリーで来たときに来た順で座れる席を100席以上用意しております、利用したい方が利用できるよということと、ICT サービスを利用しない方も通常どおり利用できるような体制というものを配慮しております。

あとは、図書館スタッフによる丁寧なご案内ですとか、座席予約システム以外にも予約資料の受け取り棚がございましてけれども、まだ始まったばかりのサービスに関してはスタッフが丁寧にご案内することで対応させていただいております。

一方で改定方針の中で、検討すべきこととして、映像や音楽がCD、DVDから世の中の的に配信のサービスに変わってきていることを挙げておりますけれども、そういったものに対しても、直ちにCD、DVDを備えられないというものではないのですが、配信サービスの貸出、音楽、音源の貸出も今後検討していかなければいけないので、そういったものに対してはご高齢の方に対する配慮もあわせて検討していきたいと考えております。

○田谷委員 今、課長がおっしゃっていただいたCDやDVDの音源というところ。その辺は、非常にご高齢の方たちには一番分かりやすい。視力の問題で本が読みにくいとか、それをCDで聞きたいとかDVDで見たいとかということも多いのですけれども、それがWebというような形になってしまうと使い方が分からないということに来てしまうということですので、その辺のところをうまく接続、特にご高齢者の方につないでいただければ、このアンケートの結果にあるような読み上げ機能の付いた電子書籍とか座席予約サービスとか予約資料サービスなど、十分に知られていない方に告知しなければならないというような内容は今後は減ってくるのではないかというふうに思いますので、その辺のところの告知あるいはそういう方たちがお見えになったときのケアを優しく十分にあげていただきたいというふうに思います。

○図書文化財課長 もちろん本を備え付けるのが図書館であるのですが、電子書籍のメリットというものも、先程おっしゃっていただいたように読み上げ機能があったりですとか、借りた後に返却の必要がないですとか、メリットもあるので、丁寧に電子書籍も利用しやすいようにご案内をさせていただいて、それぞれ実体のある本と電子書籍のメリット・デメリットというのを今回の計画で明らかにして、シーンによって両方を使い分けていただけるような、両方ご利用いただけるようにご案内していく、そのきっかけになればと考えております。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 はい。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 これもちょっと教えてほしいのですけれども、電子書籍サービスの認知率については資料に書かれていて、来館者でも約6割で、利用経験率は1割未満であるという数字が出ていますけれども、実際の電子書籍サービスで電子書籍を借りる人、この割合というのは全体の貸出のうち

でどの程度の割合があるのか、大体でいいので、もし分かれば。現状でどれぐらいなのかというのが分かれば教えてください。

○図書文化財課長 今、手元にデータが出てこないのので、調べてすぐにお答えさせていただきます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。

○山内委員 電子書籍に関して、電子図書館という言葉が出てきたと思いますけれども、5年後あるいは10年後に、どのぐらいのものを目指しているのかということをお教えてください。

○図書文化財課長 目指しているというのは、利用率の件でよろしいでしょうか。蔵書の件でしょうか。

○山内委員 利用率、あるいはどのぐらいの電子書籍をどのぐらい備えようとしているのか。

○図書文化財課長 電子図書館が令和3年の11月からスタートしておりまして、現在23区の中で港区が一番蔵書数が多いです。6,000タイトル以上の蔵書をしておりまして、充実しているものと認識しております。ただ、電子図書館の特徴として、実体のある本であれば買ったまま持っていられるのですが、人気のあるコンテンツは、利用期限が備え付けられていて、2年たつとライセンスが切れてしまって、もう貸出ができなくなるということがございます。ですので、今6,000タイトル持っているからといって、そこに買い足しをしていくというよりは、どんどん入替をしていく必要がございますので、そういう意味で、利用率をしっかりと維持していくために予算をしっかりと獲得して魅力のあるサービスをずっと続けていくということが必要であると考えております。そういったことを計画の中でしっかりと議論をして位置付けていけたらと考えております。

○山内委員 ありがとうございます。

今の、しっかりと予算を獲得するという話が実は電子図書館、電子書籍の難しさだと思っています。例えば大学図書館は色々な学術雑誌が電子ジャーナルに置き換わっていて、ある程度世界中の大学図書館に電子ジャーナルが広がって、どんどん価格が高騰して、どこもお金をどう出すかで毎年苦労している訳です。恐らく電子書籍も1回広がったらどんどん価格が高騰してきて、ある意味それに対してどう対応するかというお金の確保で苦労するような時代が来るだろうと思いますので、ある意味そういうことも見込んで、したたかに考えていかなければいけないということだと思っています。電子書籍、電子図書館の管理というのはそういうお金の面でも非常に難しい問題がありますので、そこも丁寧に考えながらやっていただけるといいと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

○図書文化財課長 ありがとうございます。

そもそもまだ貸出のサービスを提供していない本もございまして、電子書籍サービスは図書館業界の中でも始まってまだ日が浅いといえますか、歴史がまだないので、これから動向を注視しながらしっかりと予算を含めて検討していきたいと思っています。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、次に、議案第45号「港区学校教育推進計画改定方針（案）について」ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

○田谷委員 この学校教育推進計画は非常によくできていると思います。「改定の方向性」のところでも、「徳」「知」「体」について方向性を見いだされているようなのですが、いずれの場合にしろ、ここの中で、「背景から見えた課題」とか今の「改定の方向性」のところでも出てくるところが、特に中学生の自己肯定感の低さという件と、それから意見を発言できる機会。これは、僕も公立の小学校や中学校を過ごしてきて、結構そういう中であったような機会があるのですが、最近は特に中学生の自己肯定感が落ちているということと、それから発表する機会が少ないというようなところは、かなり力を入れてきていると思うのですが、まだそうやってこないという反面、英語のコミュニケーション能力というのは結構あると思うのですね。国際化の授業のところ。だから、それと同じようなやり方でいけば子どもも発言するのかなというふうに思ったりするので、その辺、自己肯定感の件と意見の発言というところは今後どういうふうにお考えでしょうか。

○教育人事企画課長 子どもの自己肯定感についてですが、子どもが学校の中で主役になって活動することで高まります。例えば行事について実行委員になって、行事を自分たちで計画して、実施し、やりきったという達成感、充実感を味わうことができます。これは運動会でもそうですし、学芸会、文化祭でもそうですし、校外学習でもそうです。全てそういった自分たちで学校行事をつくり上げていくことが、今までのコロナ禍でできなかった。または、友だち同士で話し合ってお互いのよさを認め合う中で、お互いの中で自分が生きる、そういった学校生活を構築していくことが今必要になってきているのではないかと考えております。

以上です。

○田谷委員 ありがとうございます。

コロナ禍で確かに運動会、体育祭ができない。あるいは学芸会、そういうような発表の場がないということで、子どもたちが行事の実行をして達成感がないというところは、本当にこの3年間残念だったと思いますし、各学校の校長先生をはじめ先生方もその辺のところは頭を痛められている問題だと思うのです。

実は先月、今月に入って運動会が小学校、中学校でございました。私は、もちろん全部回った訳ではないのですが、何校か回ったところで、特に中学校の運動会で、いくらか回っていないのですが、その少ない例の中で、ある学校は中学校に入っても先生が指揮を取っている。スタートラインに生徒を並ばせるだとか、ゴールのところの状況だとか。ただ、ゴールテープを持ったり、スターターのピストルを撃ったりするのは中学校だと生徒だったりするので、それを先生が非常に介在している学校と、それから先生がほぼ介在されていない学校というのがあり

まして、その辺、それぞれ学校の考え方によると思うのですけれども、今、課長がおっしゃったように、そういうことであれば、よりそういうふうに子どもたちに任せるというのをすればいいのになど、先生が介在しているのが多い学校ではそういうふうに思いました。その辺のところは、今後どうでしょうか。

○教育人事企画課長 「こどもまんなか社会」の実現ということで、やはり子どもの自分たちの自治意識を育てるという観点から、今、委員からもお話があったように、実行委員を中心にして行事をつくり上げる。あくまでそこを教員はサポートする、サポートに回る。子どもたちが試行錯誤する中で、よいものをつくり上げていく。その中で自分たちが、「あ、すばらしいものをつくり上げた」という達成感を味わわせるというところが必要であるというふうに考えます。子どもを中心に生徒主体の学校運営、学校経営を行うよう、校長にも働きかけていきたいと考えております。

○田谷委員 その件、よろしくお願ひしたいと思うのです。というのは、この3年間そういったことがなかったものですから、上級生から下級生の引継ぎが全くないと。だから、運動会も例年の運動会を見ていて、例えば「中3になったらああいう係分けがあるんだ」「へえ、応援合戦ではこういうことを応援団長としてやるんだ」、それが2年生に1年生に。それがこの3年間なかったものですから、ひょっとしたら今年の3年生は運動会を全然知らないで運動会になってしまったのかなというふうに思うところがあります。私もそういう形で学校を伺っていて、運動会がない、文化祭がない、合唱コンのチャンスがない、そういう発表会がない。また、学年によっては自分たちで企画する修学旅行がなかったとかというような、本当にそういう意味では空白の3年間だと思いますので、その辺はなるべく早く、なるべく効率的に学校でケアしていただいて、前はどうだったよ、事例を示すなり。いきなりないところで運動会をやりなさいというのは無理だと思いますし、現にやっておられますので、やっているところはあるのですけれども、その辺のところはぜひともご尽力していただきたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 まず一つは、この中に小学校の教科担任制のことが挙げられています。私の認識では、今、港区で取り入れている教科担任制はまだ一部科目の専科制であって、ある意味で主要な教科も含めた教科担任制にまでは行っていないのではないかと思いますけれども、港区として教科担任制をどこまで進めると考えているのかということをお話いただければと思います。

○教育人事企画課長 国の施策の方では5、6年生に導入することになっております。それに先んじて現在区の講師を使って教科担任制を実施しております。この効果検証をしつつ、やはり施策の方向性については考えて、さらによいものを求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○山内委員 もう1回確認でお話しします。例えば6年生で3クラスあるとしたときに、その3クラスの担任が、A組の担任が3クラスの国語全部を教える、B組の担任が3クラスの算数全部を教える、C組の担任が3クラス全部の社会を教える、今そういう状況には施行している学校では行っ

ているのでしょうか。

○教育人事企画課長 学校の状況にもよります。また、小学校の教員でも、大学のときの専門性もありますので、その得意な分野で実際に指導したりというようなことで取り組んでおります。

○教育長 現実的には、各学校一つの科目ぐらいなのですか。

○学校教育部長 今、山内委員からご質問があったところですが、結論から申しますと、やっている学校とそうでない学校があります。山内委員からご指摘いただいたように1組の担任が全ての国語を教える、2組の担任が全ての社会を教えるという方法で施行している学校もありますし、例えば1人講師で理科をつけて、理科の先生が3クラスをやるというような手法もあります。今年度は各学校に教科担任制の講師を1人つけておりますので、各学校の実態に応じてそれぞれ実施しております。今年度、全校に講師をつけたところですので、その様々なやり方をしっかり検証しながら、よりいいもの、学校の実態に合ったものをしっかりこの後お示ししていきたいと思っております。山内委員がおっしゃった方法でやっている学校、そうでない学校というところがあるのが現状でございます。

○山内委員 ありがとうございます。

いわゆる今のお話の前者の方向、完全な教科担任制から一部科目の専科制まで幅が広い中で今取り組んでいるということだと思いますけれども、そこは柔軟に、どんな形がそれぞれの学校で望ましいかということを丁寧に見ていく方が私はいいいと思っていますので、ぜひそこを丁寧になさったらいいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 それから3点目。

○教育長 どうぞ。

○山内委員 二つ目ですかね。今回の資料にも例えばG I G Aスクール、I T C、プログラミングと、言葉は色々並んでいますけれども、結局これは、使い方のスキルを教えるのだけでは不十分で、それよりはどのような能力を養うのかということに目標が行っていないと、実はスキルは身につけても能力は下がることもある訳なのです。ですから、スキルだけではなくて、能力をどういうふうに身につけるか。そこにS T E A Mとか理数教育とか、そういうものをうまくつないで考えていくということが必要だと思うのです。実は、言葉は羅列されているのですが、そのつながりというのがまだあまり見えていないと思うのですが、この点、今後どういうふうに展開しようとしているのか、ぜひ教えてください。

○教育人事企画課長 あくまでI C T機器についてはツールですので、それを授業で、学習の中でいかに効果的に使っていくか、または指導の中で生かしていくかが重要です。例えば教材について視覚的に提示する。または、プログラミング教育などで、理科の電気回路を学ぶ際にそのプログラミングの中でそういったアプリを使いながら興味関心を高めて理科の学習内容を深めていく。そういったことを学習の内容を深い学びにつなげるために、より活用していくということで考えており

ます。

以上です。

○山内委員 つまり、今の深い学びって何ですかということを常に考えておかないと、ただICTを使います、GIGAスクールに沿ってアプリをたくさん使います、ということになってしまって、本当に具体的な能力を養うところに行かない可能性がある訳です。プログラミングだって、単なるプログラミングのやり方を教えただけでは不十分で、それによって最終的にどういう能力をそこでつけるかということを考えておかないといけません。ただ、そこが深い学びという曖昧なものになっている限りは、戦略的に教育が展開できないと私自身は思っていますので、ぜひそこをもう一段深めていただけるといいと思います。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。

ICTの効果的な活用の仕方については、職層研修ですね、中堅教諭研修なり初任者研修、そういったところでもしっかり教員に、学力定着のためのアイテムとして効果的に使うようにということで、さらに授業力向上の手段として使うように話していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長 プラスして、具体的にどういうふうなものが深い学びかというのをまず教員がしっかり知らないとならぬので、そこもまたしっかりと検討していくように。

○教育人事企画課長 そこもまたしっかり、学習指導要領の内容につきましてもしっかり教員に理解させていきたいと考えております。

○教育長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内委員 はい。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 この「改定の方向性」の4番のところで、「教員が子どもと向き合う時間を確保し」という項目が(1)であるのですけれども、実際これを実行する前と実行後でどの程度、例えば中学校の教員の場合は外部指導員を受け入れることによって先生がどれぐらい子どもたちと触れ合う時間できるようになるのかとか、そういうような数値はございますか。あるいは、なければまた今後お示しいただけるような機会を持っていただけるでしょうか。

○教育人事企画課長 例えば、部活動指導員等についても学校を回りながら検証しているところではありますが、数値的には持っておりません。教員の肌感として、部活動に充てた時間を例えば子どもの補習学習に充てたりするとか、子どもとの教育相談の時間に充てたりということで利用できているという話は出ております。

以上です。

○田谷委員 私の体験というか、私の子どもたちの体験なんかでもそうですけれども、特に小学校においては、休み時間とか、それから放課後の時間、昼休みの時間なんか一緒に校庭に出てくれて、あるいは体育館に出てくれて遊んでくれる担任の先生って大好きだというような話を子どもたちから聞いたことがあります。やはり先生方に小学校でも中学校でもそういう時間を持っていただ

ければ、これが一番いい子どもとのコミュニケーションの学習になるのではないかな。先程もコミュニケーション、あるいは意見を発言する機会を設けるとかということもありましたけれども、そういうのが一番先生と子どもたちと本当に1人ずつ意見を、あるいはコミュニケーションを持てる機会になって、私としてはそういう時間を先生につくっていただきたいと思っております。

それと、もう一つ「知」「徳」「体」の「体」のところの問題で、先程も課長のお話がありましたけれども、各学校にボルダリングの設備をつけたと。学校に行きますと、特に保護者から聞くのですけれども、「あれで事故はないの」、「登って行って、おっこちてけがをすることがないの」という話をよく聞いて、今のところ「私も教育委員会でもそういう話は聞いたことはありません」、「機会があったらその辺のところを聞いてみます」というふうにお話をしたことがあったのですけれども、ボルダリングによるけが、そういった問題はどうか。

○教育人事企画課長 ボルダリングの使用に際して、使用に向けての講習会などを教員向けに行っておりますし、必ず使用するときには教員がついて行っています。小学校によっては、レベルに応じて自分でマーキングをして、そこまでとか、できた子はさらに上に行く。そういうようなチャレンジする取組もして、より児童の興味・関心を高めながら体力向上に取り組んでいる学校があります。

今のところ大きなけがとかは、報告はございません。

○田谷委員 ありがとうございます。

私も前に胴のところに安全金具を着けて登るようなところに行ったことがあるのですけれども、非常に面白いものだと思います。まあ能力によってなのですけれども。ぜひともそういう能力ごとの指導もしていただきたいと思ひますし、やはり先生。それこそお忙しいと思ひますけれども、そういう時間帯に先生がついていただければと思ひます。事故がないことを願っております。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○学校施設担当課長 ボルダリングの安全性について1点補足させていただきます。

ボルダリング施設については、各小学校とも厚みが30センチの衝撃吸収能力の高いマットを設置しております。また、メーカー等とも協力しながら、施設の安全な使い方、日常点検の方法について各学校には、安全マニュアルを配布しながら、事前に指導方法を行っています。加えて毎年1回専門家による点検も実施いたします。

以上、補足になります。

○田谷委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○教育長室長 先程中村委員からのLGBTの関連した条例等がありましたので、現時点でのご説明になります。港区では、平成16年から男女平等参画条例というものを施行しておりまして、性別による権利侵害の禁止などをうたっております。その後、社会情勢を踏まえまして、男女平等参画推進会議の方から答申を受けまして、その中に、条文の中に性的指向や性自認を明示すること、

また、区の姿勢を明確にすることということで、見直しをしております。

具体的には、性的指向や性自認の定義の明示、そして、その性表現の自由の明示、性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止、カミングアウト・公表への制約の禁止等々を入れております。そういうことを踏まえて令和2年4月に改正条例を施行しているという状況になっております。後程、こちらの条例と条例施行規則がございますので、共有させていただきたいと思っております。

以上になります。

○中村委員 では、令和2年に条例改正して、LGBTに関する明確な条文が入って、そういうものに基づく差別とか、そういうものを一応条例上も禁止されているということですか。

○教育長室長 明確に禁止しています。

○中村委員 明確に禁止しているというのは、もう条例上明確になっているということですね。

○教育長室長 条文に載せて。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、計画ごとに順次採決に入ります。まず、議案第41号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第41号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第42号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第42号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第43号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第43号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第44号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第45号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第46号 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、審議事項第6、議案第46号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第46号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー6を御覧いただけますでしょうか。

1ページ「審議内容」です。PDFでは7分の2ページになります。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「港区たてもものウォッチング～お寺や洋館をたずねてみよう～」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第六条別表の規定に基づき定めます。

項番1(1)名称は、「港区たてもものウォッチング～お寺や洋館をたずねてみよう～」です。

(2)開催期間は、令和5年7月15日土曜日から令和5年9月18日月曜日・祝日までです。

(3)内容です。港区には、江戸時代から続く伝統的な寺社建築などをはじめ、明治大正期の洋館や教会堂など、その時代や種類は多岐にわたっております。本展では、建物の写真や寺社の柱に使っていた斗拱、洋館インテリアに用いたステンドグラスなどの部材を展示します。展示を見た方が区内の歴史的建造物を楽しみながらめぐることができるよう紹介していきます。なお、斗拱とは、柱の上部にあり、屋根や天井などを支える木組みのことです。参考資料として付けさせていただいております「歴史館ファイル」4ページ、PDFでは7分の7ページになりますけれども、こちらに斗拱の写真を載せておりますので、御覧いただければと思います。

なお、「歴史館ファイル」は、年1回発行し、区立小学校全児童に配布している郷土歴史館の広報誌になります。今回、参考で付けているものは、7月に発行を予定しているもので、現在は校正段階のものになりますので、ご承知おきください。

また、今年に関東大震災から100年ということで、この建物展の中で1コーナーを設けて、震災関連の新聞ですとか、写真、文献資料などを紹介する予定となっております。

項番2「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人200円、小中高生100円。常設展と同時に購入する場合、大人400円、小中高生100円となります。参考として観覧料一覧の表を付けてございます。こちらは2ページになります。PDFでは7分の3ページです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第46号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第46号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 芝公園多目的運動場の人工芝の購入について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項第1「芝公園多目的運動場の人工芝の購入について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー1を用いまして、ご説明いたします。本件は、港区立芝公園多目的運動場フットサル場2面分の人工芝を入れ替えるために、新たな人工芝を購入することについてご報告するものでございます。

項番1「購入物品」でございます。物品概要につきましては、人工芝1枚当たり2メートル掛ける5メートルのものを購入いたします。購入する量は、フットサル場2面分で114枚となります。

今後のスケジュールでございます。こちらは、物品の購入議案としまして、今月開催されます令和5年第2回港区議会定例会に上程し、議決された後、夏季プール期間終了後に作業をいたしまして、9月26日からフットサル場として利用を開始いたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 このAコート、Bコートの2面分を張り替えるようですけれども、Aコート、Bコートはそれぞれいつから使っているのですか。分かれば教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 今のご質問は、今使っている古い人工芝のことでございますか。

○中村委員 そうです。それはいつから使っているの。

○生涯学習スポーツ振興課長 平成24年から使用しております。

○中村委員 ということは、10年ぐらい使っているということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○中村委員 耐用年数としては、その程度のものなのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 人工芝といたしましては一般的に10年程度と言われておりますが、使用の仕方や保管の仕方によってもそこは多少変わってくるところでございます。

芝公園多目的運動場の古い人工芝につきましては、1枚1枚ではなく、細長いものを何枚も何枚も敷いていて、夏のプール期間はくるくると巻いて丸めて保管している関係上、想定以外のゆがみ等が生じている、それにより劣化が進んでいるという状態でございました。

○中村委員 1年中通して使っている訳ではないから、1年中使っている場合と比べると劣化がちょっと激しいというところがあるのですかね。

○生涯学習スポーツ振興課長 メーカーが本来想定する劣化というのは、シュッと止まったりとか蹴ったりということによる擦り切れとか、そういったことが中心なのですが、こちらの人工芝につきましては、それ以外に保管時の形状による劣化というものが劣化の原因になっております。

○中村委員 分かりました。

それでは、通常の耐用年数程度は使った上での交換ということであるということによろしいですか。確認です。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 質問というかコメントですが、まず今の維持管理の問題について言うと、この今回の場所だけではなくて、港区小学校、中学校でも人工芝を使っていますけれども、人工芝の場合には、定期的に芝生を起こすようなことを丁寧にしていないと段々つぶれてきてしまう。だから、その維持管理のノウハウをどうつけるか、そして、それをそれぞれの人工芝において適切に行うかということが極めて重要になってくると思いますけれども、そのような維持管理の関連のノウハウを港区として今どう高めていっているのかということをお教えください。それがまず一つ目です。

○教育長 スポーツ施設と学校施設とに分けて、スポーツ施設は竹村さんから、それで井谷さんから学校施設について。

○生涯学習スポーツ振興課長 まずスポーツ施設の人工芝の維持管理についてです。スポーツ施設の人工芝につきましては、定期的に保守をしております、芝生を起こすという作業を行っております。こちらにつきましては、指定管理者を中心に納入業者と連携しながら実施しているところでございます。

○学校施設担当課長 学校施設の人工芝については、毎年専門業者による目起こし、これを委託して各小中学校で行っております。その結果、今、小中学校の中で一番古く人工芝を敷設したのが麻布小学校で、敷設以降15年経過しておりますけれども、かなり良好な状態を保っております。

以上になります。

○山内委員 ありがとうございます。そういうノウハウを蓄積しながら、それをうまく高めていけるといいと思いますので、よろしくお願いします。

二つ目の質問ですけれども、今SDGsということが言われる中では、マイクロプラスチックの問題として人工芝は実はかなり問題なのではないかという指摘もありますけれども、このマイクロプラスチックの問題についてはどういうふうに認識して、どう対応すればいいでしょうか。何かお考えがあれば。

○学校施設担当課長 マイクロプラスチックの問題に関しては、教育委員会でも喫緊の課題だというふうに捉えております。近年敷設している人工芝については、ゴムチップを使用していないもの、そういったものを使用しておりますが、既に敷設を終えている学校施設に関しては、今、環境省のスマートプラスチック集、そういったことで紹介されている取組等もございますので、マイクロプラスチックの流出を抑制するための集じん装置、そういったものの設置を検討しているところです。

○山内委員 了解しました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この報告事項は、以上とさせていただきます。

3 港区立図書館等セキュリティゲートの購入について

○教育長 次に、報告事項第3「港区立図書館等セキュリティゲートの購入について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立図書館等セキュリティゲートの購入について」ご説明いたします。本日付報告資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。

「報告内容」です。各区立図書館等に現在設置しているセキュリティゲートの製品保守サポートが終了し、保守部品を確保することが困難になるため、セキュリティゲートを購入します。

項番1「購入物品」です。2通路型のセキュリティゲート6基と1通路型のセキュリティゲート2基の購入を予定しております。

セキュリティゲートとは、図書館の出入り口付近に設置し、貸出処理がされていない資料等の持ち出しを検知し、音による警告を発する機器です。

資料2枚目の別紙を御覧ください。PDF2分の2ページになります。1通路型とは、写真のようにパネル2枚を設置し、その間の1通路を通ることができるものです。2通路型とはパネル3枚を設置し、その間の2通路を通ることができるものです。出入り口の大きさに応じて、1通路型か2通路型を選択しております。

資料をお戻りいただけますでしょうか。(3)設置場所です。図書館6館、みなと、三田、麻布、赤坂、高輪、港南の6館と高輪図書館分室、青山生涯学習館図書室を予定しております。

項番2「その他」です。本件について、令和5年第2回港区議会定例会に購入に関する議案として提出する予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○図書文化財課長 2,000万円以上のものが議案として提出されますので、これに関しては入札が終わり次第ご報告させていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、この報告は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんからその他何かございますでしょうか。

○教育人事企画課長 教育人事企画課でございます。5月22日の月曜日の教育委員会において港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご審議いただいた際、寺原委員からご質問のありました事実婚と同性カップルの差はなくなるのかについて、確認できましたので、お答えいたします。

今回の給与条例改正により、幼稚園教育職員の給与制度のうち、事実婚を含む配偶者のみとなっていた制度が全て同等の取扱いとなります。なお、給与条例の改正審議の際、説明をさせていただきましたが、今回の幼稚園教育職員の給与条例改正と同じ内容で区長部局において給与条例改正が行われる予定です。この改正により、区職員の給与制度においても、全て同等の取扱いとなります。

以上でございます。

○教育長 寺原委員、よろしいでしょうか。

○寺原委員 はい。ご確認ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○図書文化財課長 先程、図書館サービス推進計画の際、中村委員からご質問を頂きました電子書籍の貸出数についてです。令和4年の電子書籍の貸出数については2万1,476点。電子書籍以外の貸出数については22万3,804点ということで、紙の本に比べて電子書籍の貸出についてはまだ1%程度となっております。

○中村委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。次回は臨時会を6月26日月曜日、午前を予定しております。オンラインでの開催となります。よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子